

忠岡町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 忠岡町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和62年度 (供用開始後 38 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	5738.6人/km ² (令和5年度末)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1 (南大阪湾岸北部水みらいセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・南大阪湾岸流域 (北部) 関連公共下水道として、広域化を実施 (昭和62年4月) ・大阪広域水道企業団へ下水道使用料徴収事務を委託し、共同化を実施 (平成31年4月)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料あり（基本水量なし） 従量使用料制				本町の下水道使用料は、特別会計（官庁会計）時の平成21年4月に改定され、16年が経過していることに加え、使用料算定の対象経費においても、減価償却費など、企業会計としての視点が加味されていない。 また、左記の「忠岡町下水道条例 第25条（使用料の額）」にあるとおり、基本使用料315円、累進度3.75倍となっており、今後、人口減少や節水型機器の普及等に伴う有収水量の減少が、見込まれることから、従量使用料の減収が続くと下水道施設の維持等に必要な固定費が十分に回収されず、下水道施設の更新や維持管理など、下水道サービスの提供に影響を及ぼすことが懸念される。 よって、使用料体系について、検討を始める時期にあると考える。		
	忠岡町下水道条例 第25条（使用料の額）						
	種 別	基本使用料	従量使用料（1㎡につき）				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般汚水	315円	1㎡から10㎡まで	76円			
			11㎡から30㎡まで	123円			
			31㎡から50㎡まで	157円			
			51㎡から100㎡まで	180円			
			101㎡から300㎡まで	210円			
			301㎡から500㎡まで	238円			
			501㎡から1,000㎡まで	265円			
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場汚水	1㎡につき	1,001㎡から	285円			
				21円			
条 例 上 の 使 用 料 *2 20 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和5年度	2,535	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和5年度	2,916	円
	令和4年度	2,535	円		令和4年度	2,899	円
	令和3年度	2,535	円		令和3年度	2,876	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	総職員数：10人 下水道係 5人（会計年度任用職員 1名） 土木係 5人（会計年度任用職員 1名）
事 業 運 営 組 織	土木課 下水道事業（企業会計） 土木係（一般会計）

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	- 忠岡雨水ポンプ場の運転管理業務 - 管渠清掃・浚渫業務
	イ 指定管理者制度	_____
	ウ PPP・PFI	_____
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	_____
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	_____

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

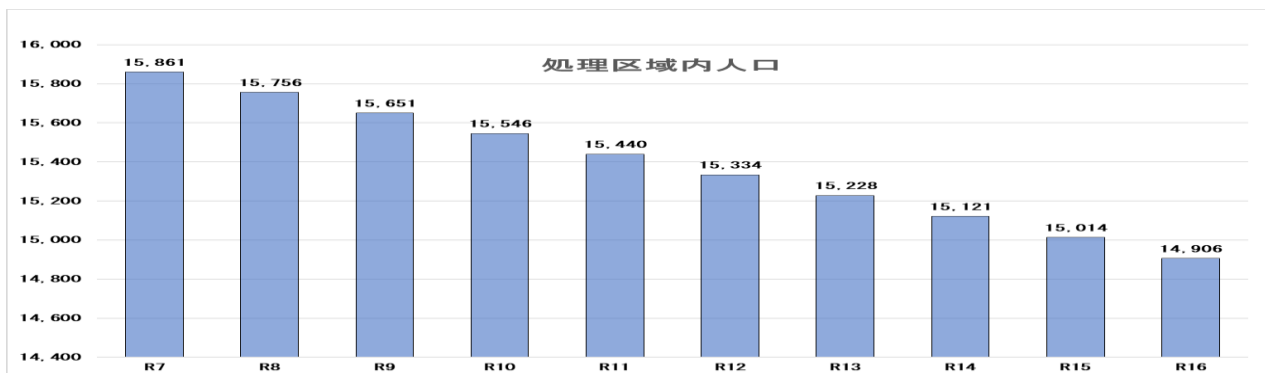
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙1のとおり

2. 将来の事業環境

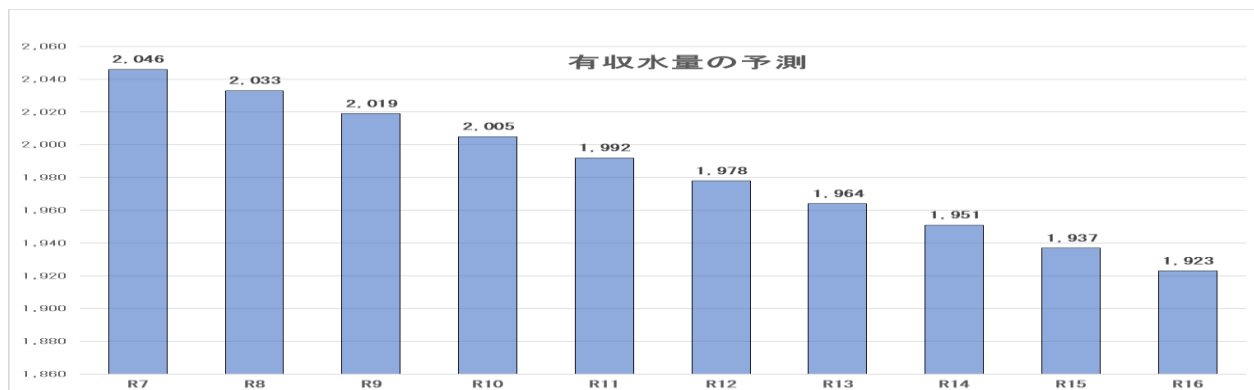
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測にあたっては、過去5か年度の平均減少人数（133人）を減じた後、整備率の進捗状況を補正し人口予測を行っている。



(2) 有収水量の予測

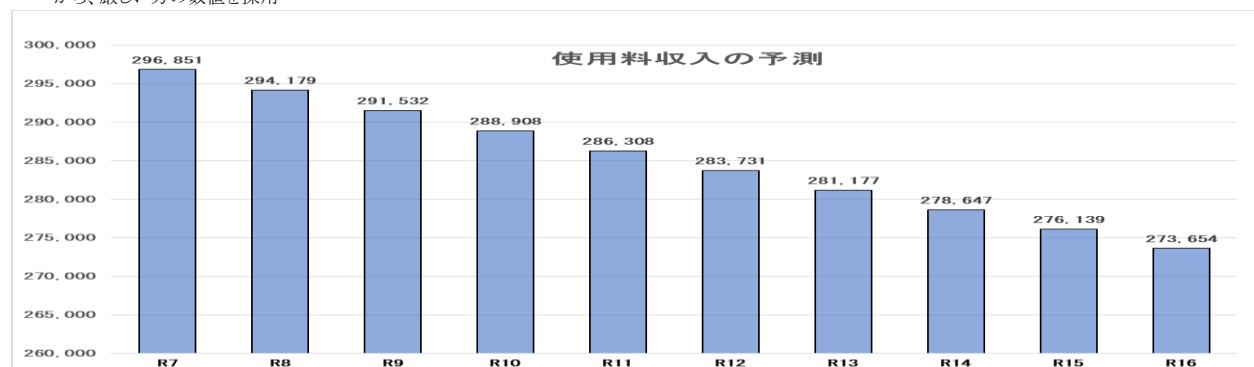
処理区域内人口に1人1年当たりの有収水量(過去5か年度の平均値:129.0 m^3)を乗じて予測



(3) 使用料収入の見通し

過去3か年度の平均下水道使用料に平均減少率($\Delta 0.9\%$)を乗じて予測

なお、過去3か年度の平均下水道使用料単価に予測有収水量を乗じた場合と比較した結果、平均減少率を乗じた方が、下水道使用料の減少額が大きいことから、厳しい方の数値を採用



(4) 施設の見通し

本町の下水道施設は、污水管路施設約56km、雨水管路施設約18km、忠岡雨水ポンプ場があり、これら膨大な下水道施設を適切に維持管理しながら、災害対応も含め、一体的・総合的に事業を行う必要がある。

下水道管の標準的な耐用年数は50年とされており、今後、耐用年数を迎える管渠が徐々に増加していく見通しである。

雨水ポンプ場にあつては、供用開始から43年を経過しており、躯体の老朽化が懸念されている。また電気・機械設備の耐用年数は7～20年と管渠に比べ耐用年数が短いため、更新サイクルが早いものとなっている。

管渠・ポンプ場ともに、今後、大規模な更新が多く控えており、投資の増大が懸念される。

(5) 組織の見通し

限られた人員の中で、効率的な業務体制の構築を目指す。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共水域の水質の保全に資することを目的としており、安心・安全で快適な生活や美しく暮らしよいまちづくりのために必要な都市基盤施設である。

このため、持続可能な下水道事業経営を行うため、次の事項について取り組んでいる。

- ・今後見込まれる人口減少や施設の更新に備えるため、よりきめ細やかな経営分析を行い下水道財政経営基盤の強化を図る。
- ・下水道施設の適正な維持管理を図るため、下水道ストックマネジメント計画を活用し、効率的・効果的な改築・更新事業を実施する。
- ・投資の効果性、事業の効率性を図るとともに、建設コストを縮減するなど、新たな整備手法を検討しながら下水道施設の整備を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・継続可能な投資計画とし、老朽化したポンプ場等施設の更新や浸水被害の軽減に向けた雨水管渠の新設などに取り組む。 ・実際に使用可能な年数(耐用年数の1.5倍～2.0倍)での資産更新を行うことで、更新費用の縮減に努める。
-----	---

投 資 計 画											(単位：千円)	
項 目		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	計
汚 水 整 備		37,224	37,472	37,724	37,981	38,241	38,506	38,775	39,048	39,326	39,609	383,906
雨 水 整 備	管 渠 整 備	30,576	30,692	30,808	30,926	31,046	16,555	16,677	21,345	33,523	35,719	277,867
	雨水ポンプ場 整 備	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	60,000	1,680,000
	計	210,576	210,692	210,808	210,926	211,046	196,555	196,677	201,345	213,523	95,719	1,957,867
事 業 費 計		247,800	248,164	248,532	248,907	249,287	235,061	235,452	240,393	252,849	135,328	2,341,773

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	① 必要な財源を確保しつつ、企業債残高の縮減を図り、継続的に経費削減に取り組む。 ② 経費回収率について、計画期間中100%以上の水準維持を目指す。
-----	---

◆ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

近年の行政区域内人口は減少傾向にあり、本町は、汚水整備が概ね概成しているため、現状では人口の減少に伴い使用料収入も減少する見込みである。

◆ 企業債に関する事項

令和5年度末時点で普及率97.5 %となり、人口密集地区において汚水整備は概ね完了しているため、事業の減少に伴い、今後の下水道事業費の起債額は減少していく見込みである。

◆ 繰入金に関する事項

一般会計繰入金には総務省繰出基準に基づき、一般会計が負担すべき経費として定められている経費(基準内繰入金)があり、引き続きこの経費の確保を図る。

なお、一般会計が負担すべき経費として定められている経費で総務省繰出基準外の繰入金は想定していない。

◆ 管渠、ポンプ場等の建設・更新に関する事項

建設改良費につきましては、極力補助対象となるものから工事対象として、財源の確保を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆ 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

民間活力の活用に関しては、①雨水ポンプ場の運転・管理を一体的かつ長期継続契約にて委託

◆ 職員給与費に関する事項

令和2年度から地方公営企業法の一部を適用したことから、企業会計に対応できる人員の育成・確保が必要であるが、現状では、非常に脆弱な体制で事務を実施

推計については、過去3か年度の平均値に1.01%の上昇率を乗じて算出

◆ 動力費に関する事項

ポンプ場の電力について、平成28年度から電気供給事業者を入札で選定することにより、動力費用の抑制

推計については、過去3か年度の平均値に1.02%の上昇率を乗じて算出

◆ 修繕費に関する事項

推計については、過去3か年度の平均値に1.02%の上昇率を乗じて算出

◆ 委託費に関する事項

推計については、過去3か年度の平均値に1.02%の上昇率を乗じて算出

※上昇率(消費者物価上昇率)は、「内閣府 中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月)」を参考に採用

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	① 南大阪湾岸流域下水道北部処理区として継続 ② 下水道使用料徴収事務の共同化を継続
投資の平準化に関する事項	下水道整備から概ね45年以上を経過しており、ポンプ場、幹線管渠等の老朽化が進行している。 これらの施設の更新費用の平準化を図り、計画的・効果的に投資を進める必要があることから、ストックマネジメント計画による適正な維持管理を行い、処理費用等の低減、持続可能な下水道事業運営に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在行っている施設の運転管理業務や使用料徴収委託を継続して行うとともに、他の民間活力の活用について検討を行う。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	地方公営企業会計にあっては、減価償却費・長期前受金戻入金及び各種引当金など、これまでとは異なる条件のもとで使用料算出の必要があり、今後の整備費用や増加する維持管理費用、更新に要する費用等を勘案し、必要に応じて下水道使用料算定方法について検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	処理区域内での未接続家屋への水洗化促進を継続して行う。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	雨水ポンプ場の運転管理業務については、民間委託を行い、経費の削減を図っている。 今後は、施設の運転管理業務のほか、水質検査業務やその他の施設の維持管理業務を含め、包括民間委託などの民間活力の可能性を検討する。
職員給与費に関する事項	・職員数は、既に削減済みであり、また、今後も新規投資が継続することから、現行の水準を維持 ・組織や定員等については、常に現状を把握し、組織形態や業務量の整合性に努め、効率化を図ります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図るとともに、設備更新時に省エネ機器の導入に努める。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	今後、老朽化の進んだ管路施設、ポンプ場の設備が増え、修繕費が増加する可能性があるため、ストックマネジメント計画に基づく、点検調査を実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	民間委託が可能な事務を検討し、コスト削減及び事務作業の効率化を図る。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略策定後、年度毎に事後検証を行う。また策定経過5年後毎に計画数値の更新、当該戦略の見直しを必要に応じて行い、実情に沿ったものにして、それに基づいて適正な下水道事業経営を行う。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，%)

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込) 〔 決 見 込 〕	本年度 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	643,889	595,584	593,264	589,764	589,206	586,649	584,547	576,989	565,280	561,194	556,267	548,922	
		(1) 料 金 収 入	303,468	299,547	296,851	294,179	291,532	288,908	286,308	283,731	281,177	278,647	276,139	273,654	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他	340,421	296,037	296,413	295,585	297,674	297,741	298,239	293,258	284,103	282,547	280,128	275,268	
		2. 営 業 外 収 益	166,590	155,341	158,497	159,608	161,766	162,668	163,957	162,712	158,345	158,326	158,563	153,457	
	収 入	(1) 補 助 金													
		他 会 社 等 の 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	166,175	154,996	158,152	159,263	161,421	162,323	163,612	162,367	158,000	157,981	158,218	153,112	
		(3) そ の 他	415	345	345	345	345	345	345	345	345	345	345	345	
		収 入 の 計 (C)	810,479	750,925	751,761	749,372	750,972	749,317	748,504	739,701	723,625	719,520	714,830	702,379	
収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用	665,976	637,766	645,384	649,159	656,790	661,207	666,583	662,561	650,839	650,791	647,877	629,922	
		(1) 職 員 給 与 費	18,029	18,686	18,876	19,062	19,254	19,446	19,640	19,838	20,034	20,236	20,438	20,644	
		基 本 給 付 費	5,952	7,842	7,922	8,000	8,080	8,162	8,242	8,326	8,408	8,492	8,578	8,664	
		退 職 給 付 費													
		そ の 他	12,077	10,844	10,954	11,062	11,174	11,284	11,398	11,512	11,626	11,744	11,860	11,980	
	支 出	(2) 経 費	122,692	119,646	122,761	125,917	129,158	132,507	135,955	138,647	141,359	144,134	146,987	149,928	
		動 力 費	2,655	2,721	2,775	2,830	2,887	2,945	3,004	3,064	3,125	3,188	3,251	3,317	
		修 繕 費		28	28	28	28	30	30	30	32	32	32	34	
		材 料 費	179	190	194	196	200	204	210	214	218	222	226	230	
		そ の 他	119,858	116,707	119,764	122,863	126,043	129,328	132,711	135,339	137,984	140,692	143,478	146,347	
支 出	(3) 減 価 償 却 費	525,255	499,434	503,747	504,180	508,378	509,254	510,988	504,076	489,446	486,421	480,452	459,350		
	2. 営 業 外 費 用	68,588	58,216	54,721	51,444	48,931	46,218	43,545	41,066	39,099	37,648	36,649	36,067		
	(1) 支 払 利 息	68,588	58,216	54,721	51,444	48,931	46,218	43,545	41,066	39,099	37,648	36,649	36,067		
	(2) そ の 他														
	支 出 の 計 (D)	734,564	695,982	700,105	700,603	705,721	707,425	710,128	703,627	689,938	688,439	684,526	665,989		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	75,915	54,943	51,656	48,769	45,251	41,892	38,376	36,074	33,687	31,081	30,304	36,390			
特 別 利 益 (F)	17,799	4,132	4,215	4,299	4,385	4,473	4,562	4,653	4,746	4,841	4,938	5,037			
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	17,799	4,132	4,215	4,299	4,385	4,473	4,562	4,653	4,746	4,841	4,938	5,037			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	93,714	59,075	55,871	53,068	49,636	46,365	42,938	40,727	38,433	35,922	35,242	41,427			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	93,714	152,789	208,660	261,728	311,364	357,729	400,667	441,394	479,827	515,749	550,991	592,418			
流 動 資 産 (J)	255,258	229,439	284,621	337,003	385,960	431,653	473,926	513,994	551,773	587,048	621,648	662,439			
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 入 金	77,652	76,649	75,959	75,275	74,598	73,926	73,261	72,602	71,948	71,301	70,659	70,023		
	う ち 建 設 改 良 費 分	693,576	703,612	674,506	634,928	565,621	518,981	472,133	432,830	398,365	368,086	349,316	320,029		
	う ち 一 時 借 入 金	614,474	614,474	584,531	544,503	474,358	427,201	379,738	340,762	307,395	277,042	258,487	230,918		
	う ち 未 払 金	66,714	63,888	64,651	65,029	65,793	66,236	66,775	66,372	65,197	65,192	64,900	63,101		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		643,889	595,584	593,264	589,764	589,206	586,649	584,547	576,989	565,280	561,194	556,267	548,922		
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100															

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度 区 分			前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企業債	232,900	386,400	338,700	285,300	201,500	147,200	117,200	110,000	110,200	112,600	118,700	69,800
		うち資本費平準化債	87,100	269,900	222,100	168,500	84,600	30,100						
		2. 他会計出資金	150,000	10,483	19,867	28,129	35,223	40,374	39,274	27,030	20,224	11,244	9,079	6,599
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金	92,225	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	102,700	102,700	105,000	110,900	61,900
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金	239											
		9. その他												
		計 (A)	475,364	506,883	468,567	423,429	346,723	297,574	266,474	239,730	233,124	228,844	238,679	138,299
		(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	475,364	506,883	468,567	423,429	346,723	297,574	266,474	239,730	233,124	228,844	238,679	138,299
	資本的 支 出	1. 建設改良費	235,859	247,357	247,800	248,164	248,532	248,907	249,287	235,061	235,452	240,393	252,600	155,079
		うち職員給与費	9,443	10,442	10,546	10,652	10,758	10,866	10,974	11,084	11,194	11,306	11,420	11,534
		2. 企業債償還金	644,201	614,474	584,531	544,503	474,358	427,201	379,738	340,762	307,395	277,042	258,487	230,918
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)	880,060	861,831	832,331	792,667	722,890	676,108	629,025	575,823	542,847	517,435	511,087	385,997
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		404,696	354,948	363,764	369,238	376,167	378,534	362,551	336,093	309,723	288,591	272,408	247,698
	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	359,080	344,439	345,595	344,917	346,958	346,931	347,376	341,709	331,445	328,441	322,233	306,237
		2. 利益剰余金処分額	93,712	59,074	55,874	53,065	49,632	46,363	42,937	40,728	38,433	35,921	35,242	41,428
		3. 繰越工事資金												
		4. その他												
		計 (F)	452,792	403,513	401,469	397,982	396,590	393,294	390,313	382,437	369,878	364,362	357,475	347,665
	補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	他会計借入金残高 (G)													
	企業債残高 (H)		4,738,749	4,510,675	4,264,844	4,005,640	3,732,782	3,452,782	3,190,244	2,959,481	2,762,288	2,597,844	2,458,058	2,296,939

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 決 算 見 込	本年度 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収 益 的 収 支 分		340,000	296,027	296,403	295,575	297,664	297,731	298,229	293,248	284,093	282,537	280,118	275,258
	うち基準内繰入金	340,000	296,027	296,403	295,575	297,664	297,731	298,229	293,248	284,093	282,537	280,118	275,258
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		150,000	10,483	19,867	28,129	35,223	40,374	39,274	27,030	20,224	11,244	9,079	6,599
	うち基準内繰入金	150,000	10,483	19,867	28,129	35,223	40,374	39,274	27,030	20,224	11,244	9,079	6,599
	うち基準外繰入金												
合 計		490,000	306,510	316,270	323,704	332,887	338,105	337,503	320,278	304,317	293,781	289,197	281,857

経営比較分析表（令和5年度決算）

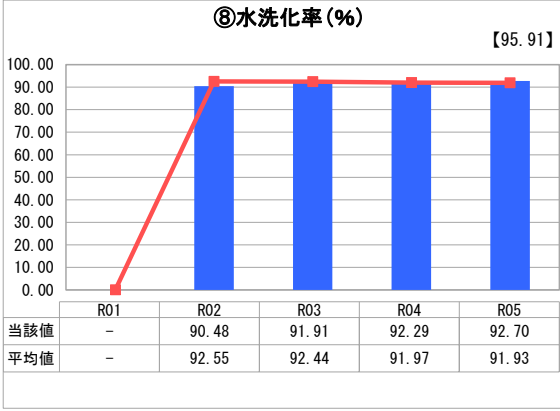
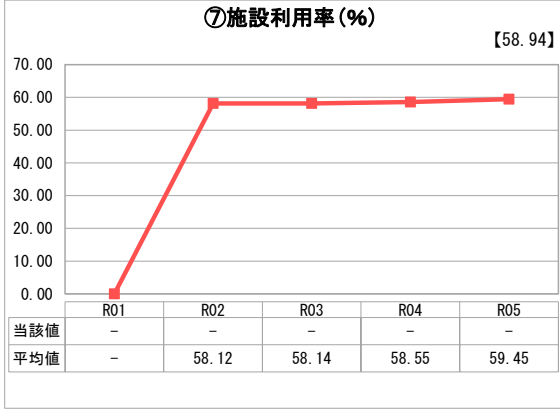
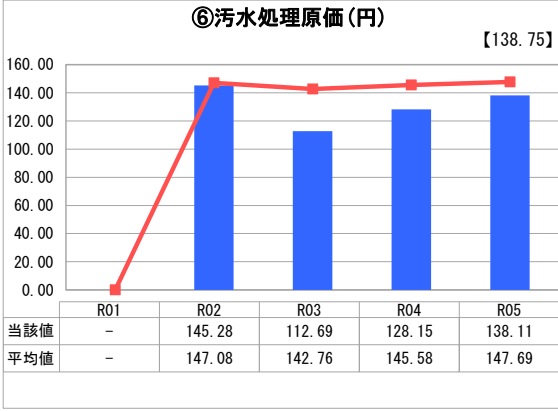
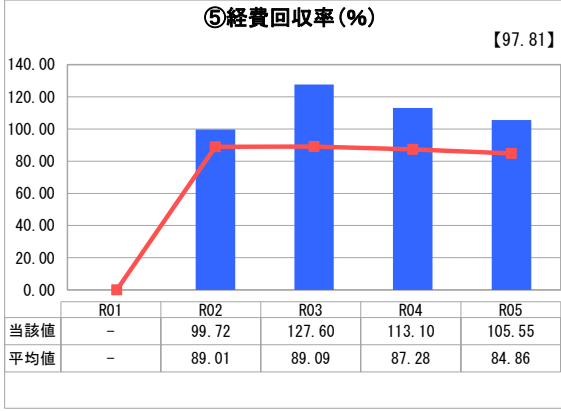
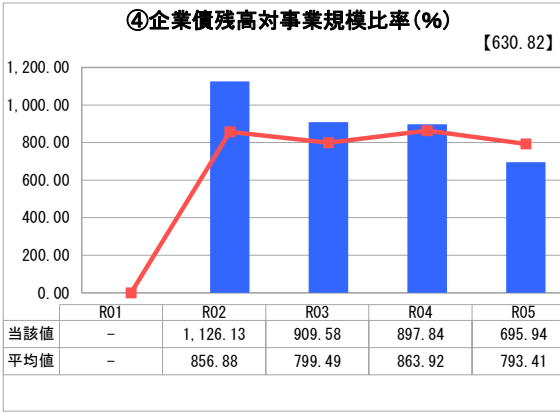
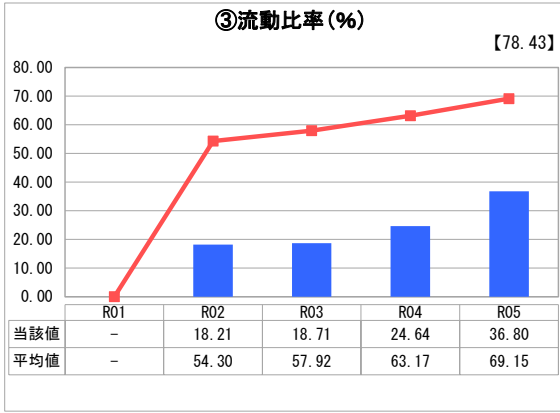
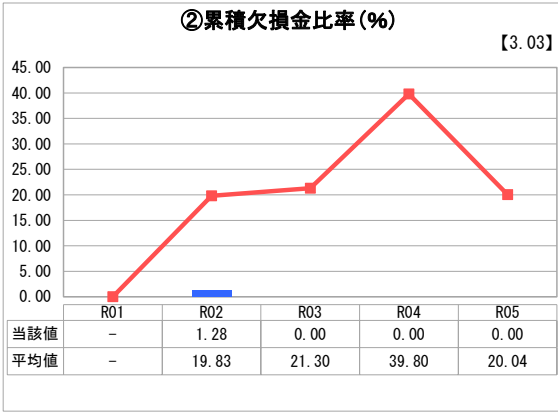
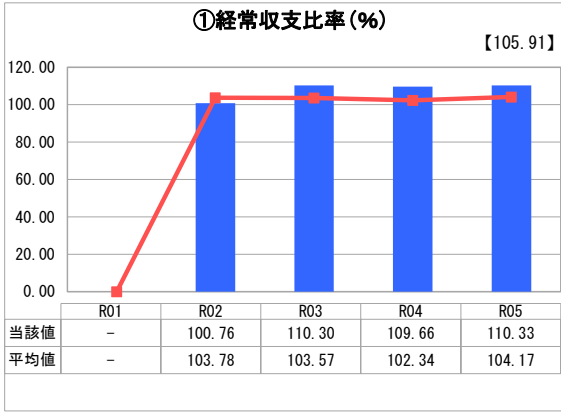
大阪府 忠岡町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	56.09	97.50	84.92	2,535

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
16,573	3.97	4,174.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
16,068	2.81	5,718.15

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率(%)
経常収支に占める減価償却費の割合が大きく、経営の負担となっている。R2年度は公営企業会計への移行初年度のため、減価償却費が大きくなり、経常収支比率が悪化し類似団体平均値を3.02ポイント下回ったが、その後は類似団体平均値よりポイントが上っており、R5年度は6.16ポイント類似団体平均値を上回った。

②累積欠損金比率(%)
R2年度は、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算の影響により、欠損金を計上したが、R3年度以降欠損金は発生していない。

③流動比率(%)
H3年度からH12年度までの間に下水道整備を集中的に進めたことにより、流動負債に占める企業債の割合が大きく、類似団体平均値を大きく下回っている。

④企業債残高対事業規模比率(%)
H3年度からH12年度までの間に下水道整備を集中的に進めたことにより、その期間の投資額が多いため類似団体平均値をやや上回っているが、近年は新規事業の抑制等により企業債残高の圧縮に努めたことで改善傾向にある。

⑤経費回収率(%)
本町は単独の下水処理場を持たず、複数の市町から発生する汚水を流域下水道でまとめて処理することにより経費抑制の効果をあげている。R5年度は類似団体平均値を20.69ポイント上回っている。

⑥汚水処理原価(円)
本町は単独の下水処理場を持たず、複数の市町から発生する汚水を流域下水道でまとめて処理することにより経費抑制の効果をあげている。R5年度は類似団体平均値を9.58円下回っている。

⑧水洗化率(%)
新築及び建替による水洗化の増加と改造による水洗化が進んだことで、進捗率は頭打ち傾向ではあるが、着実に増加している。また、水洗化率向上のため、未水洗化家屋の戸別訪問の実施や広報及びホームページ等で水洗化啓発を定期的に行った結果、R5年度は前年度に比べて0.41ポイント向上している。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率(%)
本町の下水道施設は、H3年度からH12年度にかけて集中的に整備を進めてきたため、比較的新しいものが多く、減価償却率は類似団体平均値を下回っているが、今後は集中的に整備を進めたことにより、急激に償却率が増加する恐れがある。

③管渠改善率(%)
管渠の改善状況については、S62年に下水道管の供用を開始してから36年であり、R19年度から更新が必要となる。このため、R5年度は、更新が必要な管渠がなかったため、着手していない。

全体総括

分析の結果から、普及率は、97.50%と整備が進んでいるが、建設事業に伴う企業債（借入金）の償還（返済）が大きな負担となっている。

このため、新規事業については、事業の優先順位、効率性及び経済性等を熟慮して新規事業を抑制することにより、企業債の新規発行も抑制している。

既存施設については、ストックマネジメント計画に基づいて、点検・調査及び修繕・改築を実施することで、効率的・効果的な施設の維持管理に努める。

また、R2年度から公営企業会計へ移行したことから、H29年度策定済みの「経営戦略」については、公営企業会計決算に基づく計画とするため、R6年度の改定を目標に見直し作業を進めている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。